

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人素王福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。

- 2 法人から賃金の支給を受けているものについては支給しない。

### (役員及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

### (報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の通り定めるものとする。

- 2 報酬の支給時期は、当該会議に出席した都度、または職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月25日までに支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び費用弁償費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成16年11月1日より適用する。
2. この改正規程は、平成19年4月12日より施行する。
3. この改正規程は、平成20年5月1日より施行する。
4. この改正規程は、平成23年5月1日より施行する。
5. この改正規程は、平成24年5月1日より施行する。
6. この改正規程は、平成29年4月1日より施行する。
7. この改正規程は、平成30年7月1日より施行する。

(別表1)

名 称	報 酬
理事会等会議出席報酬等（日額）	8,000円
評議員会等会議出席報酬等（日額）	8,000円

(別表2)

名 称	報 酬
理事業務報酬（日額）	8,000円
評議員業務報酬（日額）	8,000円
監事監査等監査業務報酬（日額）	8,000円

(別表3)

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他費用
実 費	20,000円	5,000円	実 費